

江東区立豊洲西小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第 2 条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第 4 条では、「児童等は、いじめを行ってはならない（いじめの禁止）」と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童・生徒はいない」という共通認識に立ち、児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第 8 条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第 8 条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、【校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者代表、地域代表 等】による「学校いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的及び必要に応じて開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は速やかに開催し、早期対応にあたる。

3 いじめの未然防止の取組

(1) 分かる授業づくり…児童一人一人が達成感や充実感をもてる、分かる授業の実践に努める。

取組内容

- 学ぶ楽しさ、分かる喜び、できる喜びを味わわせるために、学級・学年・専科経営の充実を図る。
- 自ら学び、考える力を付けるために、週ごとの指導計画を作成し、教材研究や授業改善に努める。
- 基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るために、「こうとう学びスタンダード」の指導を徹底する。
- 思考力・判断力・表現力を育むために、問題解決型の学習や興味関心別のグループ学習の充実を図る。

(2) 道徳教育の充実…「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

取組内容

- 思いやり、公正・公平などの心情や規範意識を高める「特別の教科 道徳」の指導を充実させ、全教育活動により、道徳性を育む。
- 学校公開や授業参観、道徳授業地区公開講座等の機会を通して家庭や地域と連携を図り、あらゆる方向・場面から児童の道徳性を育てる。
- いじめ防止、思いやり・友情をテーマにした「特別の教科 道徳」、学活等の授業を実施する。
- 文部科学省や東京都道徳教育資料集を活用し、児童一人一人の内面に働きかける。
- 弁護士等と連携した「いじめ防止授業」を取り入れ、「いじめは行ってはならない」という意識を高めるとともに実践力を高める。

(3) 体験活動の充実…他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動を体系的・計画的に実施する。

取組内容

- 協力することの大切さや優しさ、思いやりを体得するため、人権意識を高める。
 - ・異学年交流や、地域の高齢者や園児とのふれあい活動を通じた人と関わる力の育成。
 - ・リサイクル活動を主体としたボランティア活動による福祉・環境教育の推進。
 - ・パラスポーツ体験などによる障害者理解教育の推進。

(4) 学級経営の充実…学級活動に、互いのよさを見付けたり考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童の自己有用感や自尊感情を育む。

取組内容

- 心のこもったあいさつ、相手を大切にしたい聞き方・話し方について教員が手本を示す。
- 児童が努力や成長、変容を互いに認め合い、発表し合う活動を通して、支持的風土を培う。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策…全校児童のスマホの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

取組内容

- 外部講師を招きセーフティ教室等を実施し、インターネットや携帯電話が原因で引き起こされる犯罪やトラブルなどから自らを守る力を養うとともに、自らも加害者にならない指導を推進する。
- 保護者会で、インターネットやSNSの適切な使い方について家庭でルールを決めてもらうように話す。

(6)「SOS の出し方に関する教育」の推進……児童・生徒が不安や悩みを抱えたときに、適切に助けを求められるよう、全校児童・生徒に対して繰り返し指導を行う。

- 第5・6学年は、全学年でDVDを活用した授業を年間1回以上実施する。
- 朝会等における校長講話や学級活動等による講話を年間1回以上実施する。

(7)いじめ防止に関する研修の実施……いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

取組内容

- 教育相談会、特別支援校内委員会において、児童理解を深め、適切に対応する指導力など資質向上を図る。

4 いじめの早期発見のための取組

(1)アンケート調査の実施……いじめを早期に発見するために、年間3回、児童に対するアンケート調査を実施する。

取組内容

- 教育相談アンケートの実施
- 児童から回収したアンケートの記入事項の確認、聞き取りを行い、学年で情報共有し、いじめ対策委員会で報告をする。
- いじめ対策委員会を適宜開催して対応していく。

(2)教育相談の実施……定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

取組内容

- 年3回のふれあい月間の充実。
- 教育相談アンケートの実施結果から、教育相談が必要な児童のカウンセリング。
- 5年生全員のカウンセラーとの個別面談の実施。
- 全児童の担任等との面談の実施。

5 いじめに対する早期対応

取組内容

- 日頃から児童の様子について、連絡帳・電話などで適宜、共有化する。
- 学校便り・学年便り・学級便り、学校ホームページ等を活用し、教育活動の情報を発信する。
- 定期的に学校公開、個人面談を実施する。

(1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見付けた場合は、速やかに管理職に報告する。

(2) 校長は、速やかに学校いじめ防止対策委員会を臨時に開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。

(3) いじめの兆候や事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行い、いじめの解消(※)を目指す。

※①いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月はない。②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていない。

- (4) 校長は、必要があると認める時は、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

全ての教職員が校内研修等により、いじめの「重大事態」の定義や対応について正しく理解する。

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。(児童が自殺を企図した場合等)
- ② いじめにより児童が相当の期間(年間 30 日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。)
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時。

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② 学校は、学校いじめ問題調査委員会を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。